

# 広報かるまい お知らせ版 その1

毎月第2・第4水曜日発行  
全 世 帯 配 布

軽米町役場 総務課 編集  
電話 46-2111 / FAX 46-2335

## 町の嘱託職員・臨時職員を募集します

※この事業は、町議会3月定例会の議決後（承認を得て）行うものです。

業務内容	【臨】ハートフル・スポーツランド施設管理 窓口受付・施設整備業務	【嘱】町民体育館施設管理 窓口受付・維持管理	【嘱】えぞと大自然の ロマンの森施設管理 園内の草刈・清掃・資料館の受付・案内
募集人員	4名	1名	1名
雇用期間	4月1日～9月30日 (更新あり11月30日)	4月1日～平成29年3月31日 (更新なし)	4月1日～11月30日 (更新なし)
免許資格等	①普通自動車1種免許 ②機械による草刈り経験がある方(優遇)	①普通自動車1種免許 ②機械による草刈り経験がある方	
賃 金	月額 5,500円～6,580円	月額 98,000円	月額 98,000円
通勤手当	通勤距離が2km以上の場合は支給します		
年齢・性別	不問		
就業時間	週5日、月20日勤務(早番・遅番あり) 午前8時30分～午後5時15分	週30時間勤務(休館日:月曜日)	水曜日～日曜日(祝日含む) 午前9時30分～午後4時30分
加入保険	雇用保険・労災保険・健康保険・厚生年金		
試験方法	個人面接試験		
試験日	3月22日(火)午前9時30分 軽米町役場3階		
申込方法	履歴書(市販のもの)に写真を貼付のうえ、3月15日(火)午後4時までに、教育委員会事務局・生涯学習グループまで提出してください。(郵送可)		
問い合わせ先	教育委員会事務局・生涯学習グループ(☎46-4744)		

業務内容	【嘱】介護職員兼運転手	勤務時間	午前8時30分～午後5時15分の間の6時間 (早番、遅番あり、週5日勤務)
勤務地	健康ふれあいセンター	加入保険	健康保険・厚生年金・雇用保険・労災保険
募集人員	1名	試験方法	個人面接
免許資格等	①介護職員初任者研修修了者またはヘルパー2級以上の免許を有する方 ②普通自動車運転免許(AT限定不可) ③年齢不問	試験日	3月中旬 予定
		申込期限	平成28年3月15日(火)午後5時必着
雇用期間	4月1日～平成29年3月31日(更新あり)	申込方法	①ハローワーク二戸(二戸公共職業安定所に求職者登録をして紹介状の交付を受ける。 ②市販の履歴書に写真を貼付し紹介状とともに担当グループへ提出。(郵送可)
賃 金	月額 139,100～149,600円 通勤距離2km以上の場合は通勤手当支給	問 い 合 わ せ 先	健康ふれあいセンター 居宅サービスグループ(☎46-4111)

町が問い合わせ先や申し込み先になっている記事は、町ホームページの「各課からのお知らせ」などに、より詳しく掲載していますので、そちらもご確認ください。



2016 希望郷 **いわて国体**

第71回国民体育大会 広げよう 感動。伝えよう 感謝。

軽米町は、野球競技(一般)の会場地です。

国体開催まで  
あと220日



# 町の嘱託職員・臨時職員を募集します

【試験日・選考方法】3月22日（火）個人面接 ※詳細は別途連絡します。

【申込方法】①ハローワーク二戸（二戸公共職業安定所）に求職者登録をし、紹介状の交付を受ける。

②市販の履歴書に写真を貼付し、紹介状とともに教育委員会事務局・教育総務グループへ提出する。

【申込期限】3月16日（水）午後5時必着（郵送可）

	【臨】学校教育施設などの環境整備員兼スクールバス運転手	【臨】学校給食支援員	【臨】軽米幼稚園保育業務補助職員
業務内容	・スクールバスの運転に関する業務 ・学校教育施設などの環境整備作業	・高校給食の配食配膳指導 ・学校給食センターでの食器洗浄などの補助業務	・クラス担当の補助 ・教育カリキュラムや指導計画の作成、行事の企画などの補助
募集人員	3名	2名	2名
募集資格等	①現在失業中で求職活動をしている方、または雇用期間終了が見込まれる方 ②8t限定なしの中型自動車一種運転免許を含む上位免許（8t限定なし中型二種・大型・大型二種）の保有者で実際にマイクロバスの運転経験のある方 ③年齢不問（男性）	①現在失業中で求職活動をしている方、または雇用期間終了が見込まれる方 ②年齢、性別不問	①現在失業中で求職活動をしている方、または雇用期間終了が見込まれる方 ②幼稚園教諭免許、保育士資格所有者
雇用期間	4月1日～9月30日（更新あり平成29年3月31日まで）		
賃金	月額 8,800円	月額 4,245円～4,935円	月額 6,580円～8,500円
通勤手当	通勤距離2km以上の場合支給します		
就業時間	月曜～金曜日 午前7時～午後6時 （休憩195分）	月曜～金曜日 午前8時15分～午後3時 （休憩45分）	月曜～金曜日 午前8時15分～午後5時15分 （休憩60分）
休日	原則として土曜、日曜、祝日 （行事などにより変更あり）	原則として土曜、日曜、祝日 学校の長期休業期間	原則として土曜、日曜、祝日 （行事などにより変更あり）
加入保険	雇用保険・労災保険・健康保険・厚生年金		
問い合わせ申し込み先	教育委員会事務局・教育総務グループ（☎46-4743）		

	【嘱】学力向上支援員	【嘱】特別支援員
業務内容	・担任と連携した算数、数学や英語などの特定教科の授業指導 ・学習向上関係の学習資料作成やデータ収集 ・長期休業中の中学生学習会の支援 ・その他、教員補助	・特別な支援が必要な児童、生徒への学校生活や学習活動の支援 ・授業中のサポートや見守り、教員の補助 ・学校生活における児童、生徒への支援やサポート
募集人員	5名	6名
募集資格等	①現在失業中で求職活動をしている方、または雇用期間終了が見込まれる方 ②教員免許（小学校・中学校・高校）保有者 ③普通運転免許	①現在失業中で求職活動をしている方、または雇用期間終了が見込まれる方 ②年齢・性別不問
雇用期間	4月1日～平成29年3月31日（更新なし）	
賃金	月額 212,400円	月額 102,500円
通勤手当	通勤距離2km以上の場合支給します	
就業時間	月曜～金曜日 午前8時15分～午後3時（休憩45分）	月曜～金曜日 午前8時15分～午後3時（休憩60分）
休日	原則として土曜、日曜、祝日（行事などにより変更あり）	原則として土曜、日曜、祝日、学校の長期休業期間 （行事などにより変更あり）
加入保険	雇用保険・労災保険・健康保険・厚生年金	
問い合わせ申し込み先	教育委員会事務局・教育総務グループ（☎46-4743）	

※この事業は、町議会3月定例会の議決後（承認を得て）行うものです。

# 広報かるまい お知らせ版 その2

毎月第2・第4水曜日発行  
全世界帯配布

軽米町役場 総務課 編集  
電話 46-2111 / FAX 46-2335

## 各種証明書は時間外も交付できます

各種証明書の交付は通常、午前8時30分～午後5時15分までの役場開庁時間内のみ可能ですが、毎週水曜日は、事前に電話予約をいただいた方に限り、時間外に受け取ることができます。日中、仕事などの都合で窓口に来られない方は、ぜひ時間外交付をご利用ください。

### ○予約受付時間

月曜日～金曜日（祝日を除く）  
午前8時30分～午後5時15分

### ○各種証明書の受け取り時間

毎週水曜日（祝日を除く）  
午後5時15分～午後7時30分

#### 【問い合わせ先】

- 町民生活課  
総合窓口グループ（☎46-4735）
- 税務会計課  
課税グループ（☎46-4734）

### ○交付のできる証明書の種類

#### 《町民生活課》

戸籍関連	住民票関連	印鑑関連
①戸籍等の謄抄本	①住民票謄抄本	①印鑑登録
②戸籍の附票謄抄本	②住民票記載事項証明書	②印鑑登録証明書
③戸籍記載事項証明書		

#### 《税務会計課》

①所得証明	④営業証明	⑦評価証明
②課税証明	⑤納税証明	⑧公課金証明
③扶養証明	⑥資産証明	

※小軽米・晴山出張所での時間外交付と予約は行っていません。  
※必ず電話予約を行ってください。予約がなかったものに関しては交付できません。

（平成27年度全国統一防火標語）  
「無防備な 心に火災が かくれんぼ」

## 防火指導（3月6日）と 火防点検にご協力ください

消防団第1分団管轄地区（向川原地区）では3月6日（日）に二戸消防署軽米分署員と消防団員が各家庭にお伺いし、台所などを点検する防火指導を行います。

その他の地区でも、火災予防週間に合わせて、消防団員が火災予防を呼びかけながら、各家庭を巡回しますので、皆様のご協力をお願いします。

### 住宅防火 いのちを守る 7つのポイント — 3つの習慣・4つの対策 —

#### 3つの習慣

- 寝たばこは、絶対やめる。
- ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

#### 4つの対策

- 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- 寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、防炎品を使用する。
- 火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器などを設置する。
- お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

【問い合わせ先】総務課・総務グループ  
（☎46-2111）

## 農振除外の手続きは 5月31日までに

町では、平成28年度に軽米農業振興地域整備計画の見直しを行います。

平成29年度から5年以内に住宅建設や事業開発などによる農地転用（農地を農地以外に変えること）を予定している人は、「農振除外」の手続きが必要となります。

【受付期間】5月31日（火）まで

【提出先】産業振興課・農政企画グループ

#### 【提出書類】

- |                 |          |
|-----------------|----------|
| ①農用地利用計画変更申出書   | ⑥位置選定検討表 |
| ②事業の概要が分かる図面    | ⑦位置図     |
| ③資金調達の裏付け資料     | ⑧委任状     |
| ④周囲の土地利用現況図     | ⑨同意書     |
| ⑤土地の全部事項証明書及び公図 |          |

※受付期間を過ぎると6月から農業振興地域整備計画の見直しが始まり、定期見直しが完了する来年3月まで個別の計画変更ができなくなります。

※原則として今回の見直し後5年間は農振除外の手続きができません。

【問い合わせ先】産業振興課  
農政企画グループ（☎46-4739）

## － 市民セミナー開催 －

この町で、安心して、ずうっと暮らしたい

権利擁護や成年後見制度について、分かりやすくご紹介いたします。どなたでもお気軽にご参加ください。

【日 時】3月16日(水) 13:30～16:00

【場 所】二戸市民文化会館 中ホール

【参加費】無料

【内 容】

- ①講 演「地域力に助けられた後見人の死後事務  
～最期の別れの場面を通じて感じたこと～」  
講 師：成年後見人 小野寺 幸司 氏
- ②報 告「二戸地域における権利擁護の現状について」  
報告者：NPO法人カシオペア権利擁護支援センター
- ③講談で知る成年後見制度  
「身上監護でその人らしく  
最期まであなたに寄り添う成年後見人」ほか  
出演者：講談師 神田 織音 氏

※当日は、シャトルバスを運行いたします。バスの利用を希望される方は、**3月9日(水)までに**下記へお申し込みください。なお、バスの利用申込は先着順で定員になり次第締め切りますので、ご了承ください。

【バス運行予定】

行き		帰り	
12:30	健康ふれあいセンター	16:15	二戸市民文化会館
12:35	防災センター	16:40	ミルみるハウス
12:45	晴高どんどん市場	16:45	晴高どんどん市場
12:50	ミルみるハウス	16:55	防災センター
13:15	二戸市民文化会館	17:00	健康ふれあいセンター

## 「こころの健康づくり講演会」のお知らせ

毎日を元気に過ごすためには「こころの健康」はとても大切です。今回はその中でも“認知症予防”をテーマに講演会を行います。皆さんお誘い合わせのうえ、ご参加ください。

【日 時】3月14日(月) 13:30～15:30

【会 場】軽米中央公民館

【内 容】

- 講演「いつまでも元気に過ごすために～認知症予防～」  
講師：岩手県立一戸病院 第2精神科科長 田鎖 愛理 氏
- 実技「こころとからだのリフレッシュ体操」  
講師：NPOスポーツウェルネス 伊藤 礼子 氏

【参加申込】3月11日(金)まで

※当日参加も歓迎します。



こころの健康づくり編

## はつらつ教室のお知らせ

閉じこもりがちなの時期に楽しく体を動かしませんか？

【内容】

体とこころのリフレッシュ ～楽しく体を動かそう～  
NPOスポーツウェルネス 指導員

会 場	月 日	時 間
米田農業構造 改善センター	3月 1日(火)	10:00 ～11:30
		13:30 ～15:00
笹渡農業構造 改善センター	3月15日(火)	10:00 ～11:30

【持ち物】

飲み物(水かお茶)、上履き、セラバンド(持っている方)

※参加申し込みは不要です。動きやすい服装でご参加ください。

【問い合わせ・申し込み先】

健康福祉課・福祉グループ

(☎46-4111) FAX: 48-1061

## 県立二戸病院

### 入院患者への面会禁止について

県立二戸病院では、インフルエンザの流行警報の発令を受け、2月9日より入院患者さんへの面会を禁止しています。

皆さまには趣旨をご理解いただき、ご協力いただきますようお願いいたします。

※入退院時や病状説明など面会を許可する場合がありますが、その際は必ずマスクを着用してください。

【問い合わせ先】県立二戸病院 (☎23-2191)

## 第17回 こころの電話相談

岩手県臨床心理士会では、3月の「自殺対策強化月間」にあわせ、一日電話相談を行います。

家庭・学校・職場のことなど臨床心理士が相談に応じます。お気軽にご利用ください。

【日 時】3月6日(日) 9:00～17:00

【相談料】無料

【相談電話】

(☎019-629-7070)

## 「出前無料労働相談会」の開催について

職場のトラブルで悩んでいませんか？

労働者と使用者との間のさまざまな問題について、岩手県労働委員(弁護士、労働団体役員、経営者等)が相談に応じます。お気軽にご利用ください。

【日時】3月6日(日) 13:00～16:00

※受付終了時間は15:00です。

【場所】久慈地区合同庁舎

【問い合わせ先】県労働委員会事務局

(☎0120-610-797)